

○競争的資金等における研究資金の管理等に関する規程

(平19規程第22号 平成19年9月3日)

改正 平20規程第47号 平成21年3月31日

平21規程第28号 平成21年7月28日

平22規程第59号 平成23年3月31日

平24規程第9号 平成24年6月25日

平24規程第21号 平成24年9月10日

平25規程第46号 平成26年3月18日

平26規程第55号 平成27年3月24日

平27規程第23号 平成28年3月31日

平30規程第57号 平成31年3月29日

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）における、国等から配分される競争的資金等の研究資金に関し、他の諸規程に定めがない管理、監査体制、執行等に関する事項を定めることにより、研究資金の適正な執行を確保するとともに、研究資金の不正を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 国等

国内外の政府機関、独立行政法人、地方公共団体、公益法人又は民間企業等機構以外の者であって、機構に対して国立研究開発法人海洋研究開発機構業務方法書第5条の規定に基づく研究開発（以下「研究開発」という。）に関する委託、補助又は助成を行う者をいう。

(2) 競争的資金等

国又は独立行政法人から配分される競争的資金及び国等から配分される公募型の研究資金をいう。

(3) 研究資金

国等からの競争的資金等のうち、研究開発に直接的に使用される直接経費及び間接的に使用される一般管理費又は間接経費をいう。

(4) 職員

制文規程（平17規程第60号）第3条に定める職員をいう。

(5) 役職員

制文規程第3条に定める役職員をいう。

(6) 不正

故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等

の交付の決定の内容やこれに付された条件に違反した使用をいう。

(7) コンプライアンス教育

不正を事前に防止するために、機構が役職員に対し、自身を取り扱う競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために行う教育をいう。

(責任と権限)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の各項で定める者は、それぞれの職位に応じた責任と権限により、研究資金の適正な執行の確保及び不正の防止に努めるものとする。

2 最高管理責任者は、機関全体を統括し、競争的資金等の運営、管理等について最終責任を負う。

(1) 最高管理責任者は、不正防止対策に関する機構の方針を策定及び周知するとともに、当該方針を実施するため統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者が責任を持って競争的資金等の運営、管理等が行えるよう必要な措置を講ずる。

(2) 最高管理責任者は理事長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営、管理等について、機関全体を統括する。

(1) 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、最高管理責任者が策定した方針に基づき、不正防止計画を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告し、必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。

(2) 統括管理責任者は、経営管理担当理事をもって充てる。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自らが担当する部署における競争的資金等の運営、管理等について統括する。

(1) コンプライアンス推進責任者は、次の業務を行う。

ア 自らの担当する部署において不正防止計画を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

イ 不正防止を図るため、自らの担当する部署における競争的資金等の運営及び管理に関わるすべての職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

ウ 自らの担当する部署において、職員等が適切に競争的資金等の管理及び執行を行っているか等を監督し、必要に応じて改善を指導する。

(2) コンプライアンス推進責任者は、別に定める細則をもって指定する。

5 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、次の業務を行う。

ア 自らの担当する部署において不正防止計画を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況をコンプライアンス推進責任者に報告する。

イ 不正防止を図るため、自らの担当する部署における競争的資金等の運営及び管理に関わるすべての職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

ウ 自らの担当する部署において、職員等が適切に競争的資金等の管理及び執行を行っているか等を監督し、必要に応じて改善を指導する。

(1) コンプライアンス推進副責任者は、別に定める細則をもって指定する。

6 総務部長は、組織規程（平30規程第23号）に基づく自らの担当業務範囲を統括する他、不正防止計画及び実施状況確認の機構全体の取りまとめに係る業務及び不正発生時対応に係る業務を行う。

7 監査室長は、組織規程に基づく自らの担当業務範囲において、不正防止計画を実施する。

(役職員の責務)

第4条 役職員は、次の各号で定める通り、それぞれの責任と権限により、研究資金の適正な執行の確保及び不正の防止に努めるものとする。

(1) 競争的資金等により実施する研究開発課題（以下、「研究開発課題」という。）の代表者は、当該課題における研究開発の責任者として運営及び管理を担い、当該課題に参画する研究者等を統括するとともに、当該課題の目的及び方法等に即し誠実に研究開発を行い、機構の他の諸規程等及び当該競争的資金等の制度が定める各種手続等を遵守するものとする。

(2) 研究開発課題に参画する研究者等は、当該課題の代表者の運営及び管理の下、当該課題の目的及び方法等に即し誠実に分担する研究開発を行い、機構の他の諸規程等及び当該競争的資金等の制度が定める各種手続等を遵守するものとする。

(3) 前2号の他、競争的資金等の運営及び管理に関わる職員は、分担する業務の遂行にあたり、機構の他の諸規程等及び当該競争的資金等の制度が定める各種手続等を遵守するものとする。

2 競争的資金等の運営及び管理に関わる役職員は、誓約書を提出しなければならない。

3 誓約書の内容及び必要な事項については、別に業務マニュアルで定める。

(窓口)

第5条 機構内外からの競争的資金等に係る相談窓口は経理部外部資金課（以下「外部資金課」という。）とする。

2 前項に規定する業務であって外部資金課の所掌に属さない業務については、外部資金課からの連絡又は調整を受けて、当該業務を所掌する部署がこれを担当する。

- 3 前各項の規定に係わらず、機構内外からの研究資金の不正に係る情報の告発（以下「告発」という。）又は告発の意思を明示しない相談（以下「相談」という。）を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）は、総務部法務・コンプライアンス課（以下「法務・コンプライアンス課」という。）とする。
- 4 法務・コンプライアンス課長は、受付窓口に係る業務を、外部の機関に委託することができる。
- 5 前各項に規定する窓口は、問い合わせ、相談、通報又は告発に対し誠実に対応するものとする。

（行動規準）

- 第6条 機構は、研究資金の適正な執行及び不正の防止を確保するため、役職員が守るべき行動規準を定めるものとする。
- 2 機構は、前項により定めた行動規準を機構の内外に公表するものとする。
 - 3 役職員は、定められた行動規準に則り、研究資金の適正な執行を確保し、不正を防止するものとする。

（意識向上）

- 第7条 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者を指揮し、研究資金の適正な執行の確保及び不正の防止のため、研修の実施、説明会の開催等の必要な措置を講ずることにより、職員の意識の向上に努めるものとする。
- 2 前項に規定する研修又は説明会等の開催において、統括管理責任者は、職員に対し受講を義務づけることができる。
 - 3 前項の規定により、受講を義務づけられた職員は、当該研修若しくは説明会等を受講しなければならない。
 - 4 競争的資金等の運営及び管理に関わる職員はコンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。
 - 5 コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育に係る事務は外部資金課が取り扱う。

（手続等の明確化）

- 第8条 組織規程第3条に定める部及び室の長は、自らの統括する業務の範囲において研究資金の使用等に関する必要な要領、業務マニュアル等を整備し、職員に周知しなければならない。
- 2 前項に定める要領又は業務マニュアル等であって、機構外部の関係者に周知する必要があるものについては、最高管理責任者がこれを公表しなければならない。

（不正防止計画）

第9条 総務部長は、コンプライアンス推進責任者の協力を得て研究資金の不正を発生させる要因の所在や態様につき、機構全体の状況を体系的に整理及び把握するものとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者はコンプライアンス推進副責任者を指揮し、それぞれの担当する部署の範囲において、前項に規定する研究資金の不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を作成し、総務部長に提出しなければならない。
- 3 総務部長は、前項に規定するコンプライアンス推進責任者から提出された不正防止計画を取りまとめ統括管理責任者に報告するものとする。
- 4 統括管理責任者は、前項に規定する報告を受け、機構全体の不正防止計画を策定し、最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、前項に定める不正防止計画について、必要により、統括管理責任者及び総務部長に不正防止計画の改善を指示することができる。
- 6 最高管理責任者は、策定された不正防止計画を役職員に周知するとともに、第3条第3項から第7項に規定する各者（以下「各責任者」という。）を指揮し、策定された不正防止計画の確実な実施を確保するものとする。
- 7 最高管理責任者は、策定された不正防止計画を定期的に点検し、必要に応じ見直しを行うよう統括管理責任者及び総務部長に指示するものとする。
- 8 不正防止計画の見直しについては、第1項から第6項を準用する。

（実施状況確認）

第10条 統括管理責任者は、総務部長に第3条第4項アに定める報告の取りまとめを指示し、当該報告により機構全体の実施状況を確認し、適宜、最高管理責任者に実施状況の報告を行うとともに、実施状況に過不足があると判断した場合、又は、適切に実施されていないと判断した場合には、最高管理責任者にその旨の報告を行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告があった場合には、統括管理責任者に第9条に準じた不正防止計画の見直しを指示し、各責任者に対し不正防止計画の確実な実施を確保するよう指示するものとする。

（内部監査の実施）

第11条 監査室長は、最高管理責任者の直轄的な組織として、研究資金の適正な執行及び不正の防止を確保するための内部監査を実施するものとする。

- 2 監査室長は、内部監査を実施する場合、内部監査規程（平16規程第17号）に準じて実施するものとする。

（不正発生時対応）

第12条 役職員は、研究資金の不正を発見した場合又は不正があると思料するに至った場合、直ちに第5条第3項に定める受付窓口に告発又は相談しなければならない。

(調査等手続)

第13条 研究資金の不正に係る告発又は相談があった場合の調査等の対応については、別に規則で定める。

(その他)

第14条 最高管理責任者は、第1条に定める目的の達成を阻害する要因として、機構の体制等に不備が認められる場合には、統括管理責任者に対し必要な措置を講ずるよう指示する。

附 則

この規程は、平成19年9月3日から施行する。

附 則 (平20規程第47号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平21規程第28号)

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平22規程第59号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平24規程第9号)

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平24規程第21号)

この規程は、平成24年9月10日から施行する。

附 則 (平25規程第27号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平25規程第46条)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平 2 6 規程第 5 5 号）

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 7 規程第 2 3 号）

この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 3 0 規程第 5 7 号）

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。